

2019年9月20日

日本版スチュワードシップ・コードへの取組方針

オムロン企業年金基金

1. 基本方針

当基金はオムロングループの一員として企業の公器性に基づくオムロングループの企業理念に則り、年金資産の運用を通じて社会の持続的成長に貢献しながら、当基金の中長期的な投資リターンの拡大を図ることを目的に「資産保有者としての機関投資家」（以下、「アセットオーナー」という）として「日本版スチュワードシップ・コード」（以下「コード」という）の受入を表明し、運用受託機関にスチュワードシップ責任を果たすこと、および投資先企業の持続的成長に資するよう責任ある機関投資家として行動することを求めます。

2. 日本版スチュワードシップ・コードの各原則への対応

<原則1>

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金はアセットオーナーとして、スチュワードシップ責任を果たすため、本方針を策定し、公表します。また、運用受託機関に対しては、コードを受け入れ、コードの諸原則に則り、投資先企業の企業価値の向上に寄与し、中長期的な投資リターンの拡大を図ることを求めます。

<原則2>

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反への明確な方針の策定、公表および遵守並びに利益相反防止のためのガバナンス体制の整備を求めます。また、当基金は、運用受託機関がオムロングループへの議決権行使を行う場合において、運用受託機関の判断を尊重することにより、当基金において想定される利益相反の発生を回避します。

<原則3>

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することを求めます。

＜原則 4＞

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当基金は、運用受託機関との建設的な「目的を持った対話」が、アセットオーナーとしてスチュワードシップ責任を果たすための有力な手段と考え、積極的に取り組んでいきます。

また、運用受託機関に対しては、投資先企業と、その持続的成長を促す「目的を持った対話」を通じて課題の共有を図るとともに、問題の解決に努めることを求めます。

＜原則 5＞

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を策定し、当該方針が投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫することを求めます。また、当該方針に基づき個別の投資先企業および議案ごとの議決権行使結果を公表するよう求めます。

＜原則 6＞

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、コードの諸原則への取り組み状況について、年 1 回以上の適時定期的な報告を求め、当該状況を受益者に対して報告します。

＜原則 7＞

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当基金は、運用受託機関との「目的を持った対話」を通じ、運用受託機関のスチュワードシップ活動を評価する実力を備えるよう努めます。

また、運用受託機関に対しては、実効的なスチュワードシップ活動を行うための実力を備えること、およびコードの諸原則の実施状況を定期的に自己評価し、結果を公表することを求めます。

以上